

# 神戸市ケアハウスサービスの提供に要する費用補助金交付要綱

平成 5 年 8 月 1 日  
民生局長 決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ケアハウスの健全な施設運営を図るためのサービスの提供に要する費用補助金の交付に関して、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号）および「神戸市軽費老人ホーム利用料等取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第 2 条 老人福祉法第 5 条の 3 に定める軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用で、これは施設を運営するために必要な、職員の俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担、旅費、庁費、修繕費、委託費、利用者保健衛生費、及び備品購入費等並びに人件費引当金、修繕引当金、備品等購入引当金、本部会計繰入金に充当する経費をいう。

(補助対象額)

第 3 条 この補助金の交付額は、前条に規定する補助対象経費から「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱いについて（平成 20 年 5 月 30 日老発第 0530003 号厚生労働省老健局長通知）」に基づき入所者から徴収すべき金額を控除した額に相当する額又は取扱要綱に定める基準額のいずれか低い額とする。

(補助金の申請)

第 4 条 この補助金を申請するものは、各年度の 3 月末日までに次に掲げる書類を市長に提出し、申請を行うものとする。

- (1) ケアハウスサービスの提供に要する費用補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 補助金所要額調書（別表 1）
- (3) 補助金所要額内訳書（別表 2）
  - ① ケアハウスサービスの提供に要する費用支出予定額内訳
  - ② 階層別、月別利用人員内訳
  - ③ 利用料納付額及びサービスの提供に要する費用基準額内訳
  - ④ 職員の状況
  - ⑤ 1 施設当たり職員平均勤続年数算定表

(補助金の決定)

第 5 条 市長は前条の規定による申請を受理したときは、すみやかにその内容を審査し、

適当と認めたときは、補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（交付の方法）

第6条 前条の通知を受けた申請者は、補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出し、市長は請求に基づき補助金を年2回に分けて概算払いで交付するものとする。

（実績報告書の提出）

第7条 補助事業者は、当該補助対象の交付決定日の属する市の会計年度の終了後、10日以内に次に掲げる書類を市長に提出し、実績を報告するものとする。

（1）ケアハウスサービスの提供に要する費用補助金に係る事業実績報告書（様式第4号）

（2）補助金精算書（別表1）

（3）補助金精算内訳書（別表2）

①ケアハウスサービスの提供に要する費用支出額内訳

②階層別、月別利用人員内訳

③利用料納付額及びサービスの提供に要する費用基準額内訳

④職員の状況

⑤1施設あたり職員平均勤続年数算定表

（補助金の確定）

第8条 市長は、前条の実績報告書を審査し、当該補助対象事業の実績が交付決定の内容又は条件等に適合していると認められるときは、補助金確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の額が、第5条により通知された交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の精算）

第9条 市長は、前条の補助金額の確定に基づき、補助金の精算を行うものとする。

（施行の細目）

第10条 この要綱の施行に関して必要な事項は、所管局長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。